

○農林水産省告示第五百三十六号

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成二十年農林水産省令第四十八号)第四条第五号から第七号まで及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成二十三年農林水産省令第七号)第八条第五号から第七号までの規定に基づき、平成二十三年三月十四日農林水産省告示第六百八号(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第四条第一項の表第五号の農林水産大臣が定める基準等を定める件)の全部を次のように改正する。

令和四年三月四日

農林水産大臣 金子原二郎

1 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(以下「支援措置省令」という。第四条第五号及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(以下「規則」という。第八条第五号の農林水産大臣が定める基準は、令和四年三月四日農林水産省告示第五百三十五号(沿岸漁業改善資金助成法施行令第二条の表第五号の農林水産大臣が定める基準等を定める件。以下「基準等告示」という。第一項に定めるとおりとする。

- 2 支援措置省令第四条第五号及び規則第八条第五号の農林水産大臣が定める種類は、基準等告示第二項に定めるとおりとする。
- 3 支援措置省令第四条第五号及び規則第八条第五号の農林水産大臣が定める養殖技術は、基準等告示第三項に定めるとおりとする。
- 4 支援措置省令第四条第六号及び規則第八条第六号の農林水産大臣が定める基準は、基準等告示第四項に定めるとおりとする。
- 5 支援措置省令第四条第七号及び規則第八条第七号の農林水産大臣が定める基準は、基準等告示第五項に定めるとおりとする。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。